

家事事件の分類

大分類	審判対象事件	審判対象事件	訴訟対象事件	訴訟対象事件
中分類	別表第1事件	別表第2事件	一般調停事件	特殊調停事件
調停	×	○	○	○
調停前置	—	×	○	○
調停不成立→審判移行	—	○	×	×
審判	○	○	×	○ (合意に相当する審判)
訴訟	×	×	○	○
不服申立方法	抗告	抗告	控訴, 上告	控訴, 上告

○留意点

- ・離婚とともに別表第2事件を調停での協議事項としている場合、全体として調停前置。また、この場合に離婚自体に合意ができると、審判へ移行される可能性が出てくる。
- ・慰謝料は配偶者への請求は一般調停事件（調停前置）
- ・不貞の相手方へは一般民事事件（簡裁 or 地裁）ただし、配偶者と併合される場合がある。

《別表第一事件》（かつての甲類事件）

- ・専ら審判のみによって審理される
- ・当事者が対立して争う事件ではないので当事者間の合意による解決はない
例) 子の氏の変更、相続放棄、特別代理人選任、後見人の選任、養子縁組の許可など

《別表第二事件》（かつての乙類事件）

- ・通常まず調停（話し合い）による解決を目指す
- ・話し合いがつかず、調停が成立しないときに、審判手続きが自動的に開始される
- ・審判を先に申立てをしてもよいが、家庭裁判所はいつでも職権で調停に付することができる（任意的付調停）
例) 親権者の変更、監護権者の指定、養育費、面会交流、婚姻費用の分担、財産分与・年金分割、子の引き渡し、遺産分割など

《一般調停事件》

- ・一定の身分関係（親族またはこれに準ずる関係）を有する当事者間における紛争の解決を求める事件
- ・調停前置。調停不成立の後、訴え提起するか否かは任意
例) 夫婦間の事件（離婚、円満調整）、婚姻外の男女間の事件、親族間の紛争、遺産に関する紛争、遺留分減殺請求など

《特殊調停事件》

- ・身分関係に密接した内容で、当事者の意向だけでなく、公益的判断を要する事件
- ・当事者の合意だけで調停成立できず、合意に相当する審判が必要
例) 婚姻無効取消、縁組無効取消、協議離縁無効取消、認知、認知無効取消、嫡出否認、親子関係等不存在確認など